

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|--------------------|---|---|
| 不利益処分名 | 水銀排出施設の改善命令等 | |
| 根拠法令・条項 | 大気汚染防止法第18条の34第2項 | |
| 所 管 課 | 環境保全部環境対策課 | |
| 処 分 基 準 | 大気汚染防止法第18条の34第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。 | |
| 聴聞・弁明の機会 の付与の区分 | 聴聞又は弁明の別 | ・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明 |
| | （聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等） | ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。 |
| | 個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項 | |